

飲食店を経営するみなさまへ

# 既存小規模飲食店の届出について

2020年（令和2年）4月1日から改正健康増進法が全面施行され、飲食店は**原則店内禁煙**（条件を満たせば飲食不可の喫煙専用室の設置が可能）となります。

ただし、法律が全面施行される時点ですでに営業されている小規模の飲食店は、経過措置として店内の全部または一部を喫煙区域とすることができます（全部を喫煙可能とする場合には、20歳未満・妊娠中の方は入店できません。）。

## 既存小規模飲食店の要件（次の全てを満たしていること）

- 令和2年4月1日時点で営業している店舗であること。
  - 個人または資本金5,000万円以下の会社が経営していること。
  - 客席面積100㎡以下であること。
- ※ 喫煙区域の入口に20歳未満・妊娠中の方は立ち入り禁止の旨を表示しなければなりません。

## 届出書の提出について

**喫煙区域を設けることは、原則店内禁煙となる中での例外的な取り扱いになりますので、喫煙可能室設置施設の届け出をしてください。**

- ① 要件チェックシートに沿って、既存小規模飲食店に該当しているかどうかをご確認ください。
- ② 必要事項を記入した届出書をあかし保健所へ提出してください。

- 【提出書類】 ● 喫煙可能室設置施設届出書  
● 要件チェックシート

【提出先】 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通 1-4-7  
あかし保健所 健康推進課

## 要件に関する書類の保管について

店舗では、次の書類を保管してください。

- 客席の床面積に係る書類  
店舗図面等
- 資本金の額または出資総額に係る書類  
資本金の額や出資の総額が記載された登記、賃借対照表、決算書等

## 変更届・廃止届について

既存小規模飲食店の内容に変更があった場合や、要件を満たさなくなった場合は、変更届、廃止届の提出をお願いします。

【お問合せ先】

あかし保健所 健康推進課（TEL 078-918-5657）